

気象警報が発令された場合の措置について

気象情報（警報）が発令された場合の措置は以下の通りです。なお、下記の対象地域以外に警報が発令された場合や、道路や交通機関の状況により登校できないときは、ご家庭の判断により自宅待機とし、その状況を保護者が学校に連絡してください。また、これ以外にも様々なケースが予想されますが、まずは安全を第一に心がけ、無理のないように登校してください。

1. 警報の対象の地域

「多摩南部地区」もしくは「町田市」

2. 警報の種類

大雨警報・洪水警報・大雪警報・暴風警報のいずれか、
もしくは「特別警報」

3. 警報が発令された場合の措置

午後4時の時点で上記警報が発令されている場合は、「自宅学習」とする。生徒は登校してはいけません。

※午後4時以降に警報もしくは特別警報が発令された場合、また、発令に限らず、天災・事故・事件などにより登校が危険と判断される時は、学校ホームページにより緊急連絡を行います。

定時制教務部